

## 令和7年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和7年11月26日（水）午前10時開会
場 所	教育総合センター2階 女性会館
出席委員 (18名)	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 桜榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠席委員 (1名)	内 たみ子
事務局	事務局長 種村 主幹 竹之内 支局主任 陣ヶ尾、小山田、山下、川島、溝川、小村、田代、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、福元 主査 迫、上崎 主任 指宿、矢崎、米倉、真方 主査 遠矢
農政総務課	
議題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第5条許可申請に関する件 3 非農地認定に関する件 4 農地利用変更届出に関する件 5 農用地利用集積等促進計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 地域計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 貸借料情報の提供について

	<p>開　会（午前10時）</p>
議　　長	<p>定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立了しております。</p> <p>なお、欠席届が、内委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>それでは、平原委員、穂満委員にお願いいたします。</p>
	<p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p>
	<p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1ページ～3ページ 10件	
議長	それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号1号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、申請地周辺で農薬研究等を行っている一般法人です。 申請地を農薬の試験場として利用することから、農地法の不許可の例外規定である、農地法施行令第2条第1項第1号イに該当しますので、許可できるものと判断したものです。 以上です。
議長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員	ご報告します。 番号2号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	ご報告します。 番号3号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議長	次に、喜入、17番委員お願いします。

1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 7 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従来より本市において 15 年以上営農経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、16 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 8 号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号 9 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 10 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>譲受人は現在、経営農地はありませんが、15 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、番号 1 号は、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号イの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」10 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題 2. 農地法第 5 条許可申請に関する件</b> <b>4 ページ～7 ページ 14 件</b>	
議 長	次に、議題 2. 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、13 番委員お願いします。

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟192.74m<sup>2</sup>、庭敷地等302.26m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…宅地、西・南…貸人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地へ土砂を敷いていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならぬこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号2号、住家1棟87.77m<sup>2</sup>、庭敷地等133.36m<sup>2</sup>、東…宅地、西・北…別件5条申請地、南…水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟67.90m<sup>2</sup>、庭敷地等208.23m<sup>2</sup>、東…宅地、別件5条申請地、西…渡人田、南…水路、別件5条申請地、北…原野、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号2及び番号3について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、南側の水路に蓋をして出入りします。</p> <p>番号4号、駐車場137.50m<sup>2</sup>、転回場等193.50m<sup>2</sup>、東…宅地、貸人畠、西・南…貸人畠、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地へ土砂を一部敷いていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならぬこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、住家1棟75.35m<sup>2</sup>、排水路53.00m<sup>2</sup>、庭敷地等370.65m<sup>2</sup>、東…渡人畠、宅地、他人畠、西…渡人畠、市道、南…渡人畠、宅地、北…市道、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、通路46.69m<sup>2</sup>、東…里道、受人畠、西…渡人畠、受人畠、南…宅地、北…受人畠、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号7号、通路46.69m<sup>2</sup>、東…里道、受人畠、西…渡人畠、受人畠、南…宅地、北…受人畠、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号8号、住家1棟114.68m<sup>2</sup>、庭敷地等330.32m<sup>2</sup>、東・南…山林、西…他人畠、北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、貸駐車場1, 280. 00m<sup>2</sup>、通路等935. 00m<sup>2</sup>、東…宅地、渡人畠、西…雑種地、南…宅地、山林、他人畠、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、住家1棟72. 87m<sup>2</sup>、庭敷地等138. 13m<sup>2</sup>、通路142. 00m<sup>2</sup>、東…宅地、市道、西・北…渡人畠、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟218. 00m<sup>2</sup>、庭敷地等278. 00m<sup>2</sup>、東・西…他人畠、南…市道、北…渡人畠、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟91. 09m<sup>2</sup>、庭敷地等297. 91m<sup>2</sup>、東…水路、西…市道、南…雑種地、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…河川放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明します。</p> <p>雨水について、申請地は河川に隣接しておりませんが、雑種地に埋設されている排水管を通して市道の先の河川に放流します。</p> <p>番号13号、宅地分譲2区画601. 05m<sup>2</sup>、東…原野、山林、西…市道、南…渡人畠、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、通路43.00m<sup>2</sup>、法面等61.00m<sup>2</sup>、東…山林、西…水路、南…渡人畠、北…宅地、境界…土留、雨水…水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>このことについて、補足説明します。</p> <p>申請地である農地の一部は 郡山支所から北西に約1.9kmに位置し、耕作できない法面となっており東側・南側・北側には集落が形成されているが、西側に10ha以上である約13.3haの農地の広がりがあるため、第1種農地の集落接続施設に該当します。</p> <p>この通路は、東側の譲受人所有の山林に住宅を建築するため、その土地への通路として、隣接する原野及び水路と一体利用するものです。</p> <p>なお、譲受人は、東側山林の伐採・伐根作業をする工事車両の乗入用に、令和7年10月20日から重機により通路を形成し、令和7年10月31日までの間に通路として使用しており、山林の伐採・伐根作業が終わったあとにも、原状回復する必要があるところを、今回申請地を通路として利用することもあり、そのままにしておりました。</p> <p>これらについて、農地転用の許可が必要であることを知らずに整備し、そのままにしていたため、始末書添付のうえ、5条申請を行い、追認許可を受けようとするものです。</p> <p>譲受人に対しては、農地を転用する場合は、農地法の許可が必要なこと、今後はこのようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号14号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2、「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 非農地認定に関する件</b> <b>8ページ 3件</b>	
議 長	<p>次に、議題3.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果：6855-5：雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 6855-7、6855-12：杉、雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号2号、調査結果：ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	ご報告します。 番号3号、調査結果：住家1棟、13年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3、「非農地認定に関する件」3件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
<b>議題4. 農地利用変更届出に関する件</b> <b>9ページ 1件</b>	
議 長	次に、議題4、「農地利用変更届出に関する件」を審議します。 それでは、喜入、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：水田としての利用活用がない為、盛土を行い、畑としての利便性を高める。工事開始日：令和7年12月1日、工事終了日：令和8年5月31日、周囲の状況：東…農道、西…市道、南…水路、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、高さ0.8m、作物…冬瓜、搬入土…シラス、黒土。 以上です。

議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4、「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題5. 農用地利用集積等促進計画に関する件</b>	
議長	<p>次に、議題5. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>まず、修正がございます。10月総会の一括契約の中で説明しました、平川町の畠2筆869.00m<sup>2</sup>については、賃借権となっており、その旨で説明しましたが、使用貸借権の誤りでございました。合計20筆13,622.00m<sup>2</sup>の変更はございません。賃借権が15筆から13筆に、使用貸借権が5筆から7筆に変更になっております。</p> <p>それでは、議題5. 「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。別冊資料2-1と2-2をご覧ください。</p> <p>議案書発送後1件取下げになりました。別冊資料2-1の6ページ、番号104が取下げで、1ページから7ページは、お配りしております別冊資料2-1「差替」と書かれたものに差し替えをお願いします。また、1ページの件数を31件から30件に修正、106ページと107ページの削除をお願いします。</p> <p>それでは、2ページから7ページをご覧ください。</p> <p>令和8年2月1日から貸付予定の農地になります。</p> <p>今回は、一括契約が30件でございます、</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>賃貸借権76筆、90,438.00m<sup>2</sup>、使用貸借権42筆、32,024.00m<sup>2</sup>、合計30件、118筆、122,462.00m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、8ページから124ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「農用地利用集積等促進計画に関する件」30件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料3 1件</b>	
議長	<p>次に、議題6、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、松元、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建築条件付土地</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町伏野地区にあり、松元支所から北東へ約3.2kmに位置し、東・北側は他人畠、西・南側は宅地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6、「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<b>議題7. 地域計画に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料4 1件</b>	
議長	<p>次に、議題7、「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」について農政総務課松元農林事務所から説明します。</p> <p>別冊資料4の3ページをお開きください。</p> <p>石谷・福山（畠）の地域計画の主な変更内容です。</p> <p>1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。</p> <p>区域内の農用地等面積が66.3haから66.2haへ減少しています。該当の農地面積1,136m<sup>2</sup>の除外によるものです。</p> <p>現状の集積率が82.8%から82.9%へ増加しています。担い手以外が利用する農地の除外によるものです。</p> <p>2. 目標地図</p> <p>石谷町1177-2を地域計画から除外しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 10ページ～20ページ 11件	
議 長	次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、13番委員お願いします。
13番委員	<p>報告します。10ページです。            照会日：令和7年10月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。            次に、11ページです。            照会日：令和7年11月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年11月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。            次に、12ページです。            照会日：令和7年11月6日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年11月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉野、11番委員お願いします。
11番委員	<p>報告します。13ページです。            照会日：令和7年11月7日、現況：農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況農地である。            処理状況：令和7年11月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、吉田、10番委員お願いします。
10番委員	<p>報告します。14ページです。            照会日：令和7年10月27日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年10月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。            次に、15ページです。            照会日：令和7年11月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。            処理状況：令和7年11月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
議 長	次に、松元、16番委員お願いします。

16番委員	<p>報告します。16ページです。</p> <p>照会日：令和7年10月23日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、17ページです。</p> <p>照会日：令和7年10月23日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、18ページです。</p> <p>照会日：令和7年10月23日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、19ページです。</p> <p>照会日：令和7年10月24日、現況：農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況農地である。</p> <p>処理状況：令和7年11月5日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、20ページです。</p> <p>照会日：令和7年10月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年11月12日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 21ページ～23ページ 12件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 24ページ～28ページ 14件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 29ページ 2件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 30ページ～40ページ 18件	
議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」      報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」      報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」      報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」      それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>21ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は12件です。</p> <p>登記地目別では、田7筆、2,774.00m<sup>2</sup>、畠34筆、28,132.00m<sup>2</sup>となっております。取得した事由別数は、相続が12件、権利の種別は、所有権が12件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が11件となっております。</p> <p>22ページから23ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、24ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に共同住宅が1件、資材置場が1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が8件、駐車場が1件、店舗等が2件、その他が1件、合計12件となっております。</p> <p>25ページは、4条関係2件、26ページから28ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、29ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>喜入、郡山地区で各1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、30ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権6件、8筆、12,472.00m<sup>2</sup>、使用貸借権12件、21筆、17,812.00m<sup>2</sup>、合計18件、29筆、30,284.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>31ページから40ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

**6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について  
別冊資料5 120件**

事務局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料5ご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計120筆の非農地判断を実施して頂いております。</p> <p>実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>7. 賃借料情報の提供について 別冊資料6</b></p>	
議長	次に、報告事項7「賃借料情報の提供について」別冊資料6です。 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局	<p>次に報告事項7 賃借料情報の提供について、報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧下さい。</p> <p>1の趣旨について、この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>賃借料情報データは、農地台帳より令和6年3月28日から令和7年9月12日までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定及び中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定により公告のあった農用地利用集積計画等の賃貸借データを使用しました。</p> <p>賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを取り除いた後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、地目は、作付作物から、田・畠・樹園地（茶畑）に分類し、畠のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畠と茶畠に区分しました。</p> <p>地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び桜島、吉田、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畠には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>公表期間は、令和8年12月末までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	<p>第8回総会において、都市計画法第43条について質問がありましたので、その基準について所管の土地利用調整課より資料を入手しましたので報告いたします。</p> <p>資料は右上に赤字で参考と記され、表題に「市街化調整区域内に建築できる『住宅』の種類及び要件の概要」と書かれたA4の1枚紙です。</p> <p>ご承知のとおり、市街化調整区域においては、建築行為をする場合、一部の許可を要しない場合を除き許可が必要です。これが都市計画法第43条許可となります。</p> <p>したがいまして、区域区分の定めのない旧5町地域ではお目に係ることはありません。</p> <p>建築許可基準としては、技術基準と立地基準がありますが、農業委員会に関するものとして、建築できる『住宅』の種類及び要件の概要について記載されておりますのでお目通しください。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度第10回総会（月例）開催日時は、 12月25日（木）午後2時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li> <li>・令和7年度第2回合同委員会開催日時は、 12月25日（木）午後3時15分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li> <li>・令和7年度農談会は、 12月25日（木）午後5時30分開催 アクアガーデンホテル福丸</li> </ul> <p>こちらの出欠などにおきましては、12月の地区推進協議会に出欠のご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時45分）</p>